

和歌山県立医科大学附属病院連携登録医制度運用細則

(登録手続き)

第1条 連携登録医(以下「登録医」という)を希望する医師は、連携登録医申請書(第1号様式)及び個人情報保護に関する誓約書(様式第2号)に必要事項を記入し、事務局に提出する。

2 有効期間については、有効期間終了の年度末までとする。ただし、期間満了までに退会の申し出(様式第3号)がない場合は、1年ごとの自動更新となる。

3 登録料は無料とする。

(登録医からの患者紹介)

第2条 登録医は、患者紹介に際しては専用予約申し込み書をFAXし新患外来予約をする。

2 紹介患者は、外来窓口に紹介状を提出する。

3 時間外診療に関しては、救急外来受付に提出する。なお、この時は、登録医はできるだけ当直医に電話等で予め連絡をする。

(紹介を受けた当院の対応)

第3条 紹介患者は早期に各診療科の新患担当医師が診察を行う。但し、医師指名の場合は予約が遅くなるなど、希望に添えない場合がある。

2 紹介状に対する返書は必ず書くこととする。また、病院での診療が長期にわたる場合は、経過報告書を記載するよう務める。

3 紹介された患者は、当院における必要な治療が終わり次第、紹介元へ転医させることを原則とする。

(登録医の病院訪問)

第4条 患者訪問あるいは、主治医との意見交換などについて、予め関係者に対しての連絡を必要とし、その連絡窓口は、日時調整も含めて患者支援センターが担当する。

2 登録医が来院した際には、患者支援センターにおいて、登録医訪問記録簿に記入する。

3 登録医の更衣、主治医との意見交換の場として連携登録医室を使用する。当院への立ち入りについては「会則」第6条に従う。なお、白衣は当院が用意するが、その着用は登録医の自由とする。

4 来院時間は、原則として病院の診療日の午後1時から午後5時30分までとするが、特別の事情がある場合はこの限りではない。

5 来院時の駐車料は無料とする。患者支援センターに駐車券を持参すること。時間外の来院については1階守衛室へ駐車券とIDカードを持参すること。

(登録医の医学集会への参加)

第5条 当院患者支援センターから、登録医に直接通知する。

2 各種行事の問い合わせ窓口は、患者支援センターが担当する。

電話番号 073-441-0778

FAX番号 073-441-0862

附則

この会則は平成23年11月16日から施行する。

この会則は平成28年4月1日から施行する